

長野県犯罪被害者等支援条例の制定検討について

令和 3 年 6 月 8 日

県民文化部人権・男女共同参画課

1 現状

- ・「犯罪被害者等基本法」及び「長野県人権政策推進基本方針」に基づき、県・県警・市町村・関係機関等が連携し、専門的な支援のほか、一般制度を活用して支援
- ・近年、都道府県では、犯罪被害者等支援に特化した条例（以下、「特化条例」という。）の制定が進んできている。
- ・全国的には、市町村においても、特化条例の制定が進みつつある。

2 全国の制定状況

	制定自治体数	割合
都道府県	32	68.0%
市区町村	326	18.9%

※県内では、坂城町が制定済（令和 2 年 9 月 18 日施行）

（都道府県：令和 3 年 4 月 1 日現在、市町村：令和 2 年 4 月 1 日現在、人権・男女共同参画課調べ）

3 対応方針等

- ・人権政策審議会の下に、専門的知見を有する者による犯罪被害者等支援条例検討部会を設置し検討
- ・今年度中に制定予定